

「ひとり親世帯生活支援特別給付金（※）」の給付について
（公的年金給付等受給者）
（児童扶養手当の申請をしていない方を対象としたご案内）

※国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」のことをいいます。

1. 給付について

児童扶養手当の認定を受けている方で、公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方は「ひとり親世帯生活支援特別給付金」を受給することができます。

また、児童扶養手当を申請していない方でも本給付金の支給要件（ひとり親または養育者に該当し、令和3年の収入または所得が基準額以下）に該当すれば、受給することができます。

給付される額は以下のとおりで、申請していただく必要があります。

児童1人当たり一律5万円

2. 支給要件について

（1）児童扶養手当の基本要件に該当するかご確認ください

令和5年3月時点で、下記に該当する児童を監護等しているひとり親または養育者の方が受給できます。詳しくは下記の「5. 問い合わせ先」にご確認ください。（児童扶養手当の概要参照）

【児童の要件】

- ・ 父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
- ・ 父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

（2）令和3年中の収入が基準額以下であるかご確認ください

申請者の前々年（令和3年1月～12月）の年間収入の内訳を計算し、その額が基準額以下であれば受給できます。申請者本人について、「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】」を作成し、収入が基準額以下になるかご確認ください。申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者等がいる場合（※1）には、その方についても、申請者本人と同様に「簡易な収

入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】」を作成し、申請者本人及び扶養義務者等の収入がそれぞれ基準額以下になるかご確認ください。

もし、収入で計算しても該当しない場合でも、諸控除などにより、所得で計算した場合には該当することもありますので、その場合には「簡易な所得額の申立書【公的年金給付等受給者】」により計算してみてください。

その上で収入または所得のいずれかが基準額以下の場合であれば、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）【公的年金給付等受給者用】」を作成し、必要な添付書類を添えて、ご提出ください。

なお、「簡易な収入（所得）額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】」は令和2年に年末調整等で税務申告した内容に対応している必要があります。

申告内容がはっきりせず、記載が困難な場合などのほか、公的年金以外の収入が多いため、収入及び所得のいずれの方法で計算しても給付要件に該当しなかった場合には、「5. 問い合わせ先」にご相談ください。

（※1）申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者等について

① 扶養義務者等

・ 申請者の配偶者

養育者や配偶者障害などの場合に該当

・ 扶養義務者

申請者と生計を同じくしている（又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

② 「申請者の生活を経済的に支えている」とは？

原則として同居している扶養義務者等で収入の最も大きい方がこれに該当しますが、どなたが申請者の生活を経済的に支えているか確認するために必要なため、住民票上の住所が同じ方全て（世帯分離の有無は問いません。）について「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】」を作成していただくことになります。但し、収入の無い児童や収入の無い学生は作成する必要はありません。なお、子どもが町外の学校等に通っているなどの理由で、住所を変更している場合でも、収入がある場合には作成していただく必要があります。

3. 提出先・申請期間

(1) 提出先

下記の「5. 問い合わせ先」

(2) 申請期間

- ・令和5年5月31日～令和6年2月29日（土日・祝日・年末年始を除く。各町役場の開庁時間をご確認ください。）
- ・窓口での確認事項があるため、原則として窓口への持参による提出としておりますのでご了承ください。
- ・8月1日～8月31日は児童扶養手当の現況届の時期と重なるため、窓口が大変混み合いますことをご了承願います。

4. 給付時期

申請の受付後、香川県から決定の可否等や支給日について通知があります。

5. 問い合わせ先

お住まいの町役場にお問い合わせください。なお市部にお住まいの方はそれぞれお住まいの市にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
土庄町健康福祉課	〒761-4192 小豆郡土庄町淵崎甲 1400-2	0879 (62) 7002
小豆島町健康づくり福祉課	〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879 (82) 7038
三木町こども課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上 310	087 (891) 3322
直島町住民福祉課	〒761-3110 香川郡直島町 1122-1	087 (892) 2223
宇多津町保健福祉課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881	0877 (49) 8003
綾川町子育て支援課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299	087 (876) 6510
琴平町子ども・保健課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877 (75) 6705
多度津町健康福祉課	〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目 3-95	0877 (33) 1134
まんのう町福祉保険課	〒766-8503 仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877 (73) 0124